

WEB 版 TSR 中小企業経営指標利用約款

2025 年 10 月 15 日施行

第 1 章 総則

第 1 条（用語の定義）

本約款で使用する用語の定義は、本約款の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。

(1) 本約款

この WEB 版 TSR 中小企業経営指標利用約款をいい、料金表を含みます。

(2) 利用契約

本サービスの利用許諾に関する契約をいいます。

(3) 当社

株式会社東京商工リサーチをいいます。

(4) 利用者

当社との間で利用契約が成立している者をいいます。

(5) 本サービス

WEB 版 TSR 中小企業経営指標と称するオンラインで企業の財務分析をすることができるサービスをいい、本情報を含みます。

(6) 本情報

本サービスにより提供される財務分析結果及びその他の情報をいいます。

(7) 当社のウェブサイト

<https://www.tsr-net.co.jp/>及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイト又は本サービスのウェブサイトをいいます。

第 2 条（適用範囲）

- 1 本約款は、当社が利用者に対して本サービスの利用許諾をするにあたり、必要な事項を定めるものです。利用契約は、本約款の定めにより、その内容が規律されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込に応じることがあります。当社が特約に応じた場合、その内容は利用契約に含まれます。

第 3 条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を、当社のウェブサイトで利用者が知り得る状態に置き又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず（変更後の約款の効力発生時期よりも前に成立した利用契約を含みます）、最新版の約款を適用するものとします。

- 3 利用者が変更後の約款の効力発生時期以降に本サービスを利用した場合、当社は、利用者が変更後の約款に同意したものとみなすことができるものとします。

第2章 利用契約の成立等

第4条（利用資格）

- 1 本サービスは、法人、団体、個人事業主その他の事業活動に従事する者が、事業の目的で利用する場合に限り利用をすることができます。
- 2 消費者契約法第2条第1項に定める消費者（以下「消費者」といいます）に該当する者は、本サービスを利用することができません。

第5条（申込）

利用契約の申込は、当社所定の方法によるものとします。

第6条（審査）

- 1 利用契約の申込があった場合、当社は、当該申込に関わる審査をすることができるものとします。なお、当社は、当該申込をした者（以下「申込者」といいます）に対し、審査基準の開示をする義務を負いません。
- 2 当社は、審査の結果、利用契約の申込を承諾しないことができるものとします。承諾しない場合は、その旨を、申込者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第7条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が申込者に対し、本サービスを利用するためのID及びパスワードが記載又は記録された書面又は電磁的記録（以下「利用開始通知書等」といいます）を交付又は提供した時に成立するものとします。

第3章 本サービスの提供

第8条（本サービスの提供）

- 1 当社は、利用者に対し、利用契約の定めるところにより、本サービスを提供します。
- 2 本情報は、利用者が本サービスにログインの上、自ら操作をすることにより、当社によって送信可能化された本情報が本サービスのウェブサイトに表示される方法により提供します。

第9条（当社による第三者への委託）

当社は、利用者に本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく、第三者に委託（数次にわたって委託することを含みます）することができるものとします。その場合、委託した業務に関する委託先の行為は当社の行為とみなし、利用契約で定める当社の責任の範囲内において、当社が利用者に対する責任を負います。

第4章 本サービスの利用許諾等

第10条（利用許諾）

- 1 当社は、利用者に対し、利用契約の定めるところにより、本サービスの利用を許諾します。
- 2 前項の規定による本サービスの利用許諾は非独占的なものであり、当社は、利用者の承諾を得ることなく、第三者に対しても本サービスの利用許諾をすることができるものとします。

第11条（著作権等）

- 1 本サービスの著作権及びその他の知的財産権（以下「著作権等」といいます）は、当社又は当社に対して著作権等の利用又は実施を許諾した者に帰属します。
- 2 利用契約は、当社が利用者に対し、利用契約で定める本サービスを利用する権利の範囲を超えて、本サービスの著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分するものではありません。

第12条（利用期間）

- 1 本サービスは、毎年8月1日に当該年版がリリースされ、翌々年の7月31日まで利用に供します。ただし、リリースが遅延した場合でも利用に供する最後の日の延伸は行いません。
- 2 利用者が本サービスを利用することができる期間（以下「本サービスの利用期間」といいます）は、利用開始通知書等に記載又は記録された利用開始日に開始し、当該年版が利用に供される最後の日までとします。ただし、利用契約が解除又は解約になった場合は、その時をもって本サービスの利用期間は終了します。

【本サービスの利用期間の例】

2025年版の本サービスの申し込んだ場合で、利用開始通知書等に記載又は記録された利用開始日が2025年10月1日のとき

- ① 利用することができる本サービスは2025年版になります。
 - ② 本サービスの利用期間は2025年10月1日から2027年7月31日までになります。
 - ③ 2026年8月1日にリリースされる2026年版を利用するためには別途の契約が必要です。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条第2号又は第3号の規定によりダウンロード又はプリントアウトした本情報は、利用契約が解除又は解約になるまで利用することができるものとします。

第13条（本サービスを利用することができる者の範囲）

- 1 本サービスを利用することができる者の範囲は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 利用者に法人番号がある場合
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項で定義されるものをいいます。以下同じ）によって識別される法人又は団体の範囲内で利用することができます。

(2) 利用者が法人番号のない団体の場合

利用者が民法上の組合など法人番号がない団体の場合における本サービスを利用することができる者の範囲は、法人番号がある場合に準じます。なお、利用者は、その範囲に疑義があるときは、当社に確認するものとし、また、当社の指示に従うものとします。

(3) 利用者が個人の場合

利用者本人に限り利用することができます。

- 2 利用者が法人又は団体である場合、当該利用者は、その役員及び職員（利用者が責任を負う限りにおいて、利用者に派遣される労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条に定義する派遣労働者を含みます。以下同じ）のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本サービスを取り扱わせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員（かつて役員又は職員であった者を含みます）の行為による場合であっても、当社に対する責任が免除されることはありません。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、利用者は、利用者の業務において必要な場合には、本情報を弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の法律上の守秘義務を負う専門職に開示することができます。当該専門職による本情報の取扱いは、利用者の役員及び職員による取扱いに準ずるものとし、その範囲内で当該専門職は第三者には該当しないものとします。

第 14 条（性質及び非保証）

本サービスは、当社が利用者に対し、現状のままの内容及び機能で提供するものであり、当社は、本サービスの仕様及び性能について、次に掲げる事項を含め、いかなる保証もしません。

- (1) バグ、中断又はエラーがなく、安定的に利用できること。
- (2) 一定の品質、サービスレベル又はパフォーマンスを有すること。
- (3) 利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他の設備機器等に悪影響を与えないこと。
- (4) 本情報の正確性、完全性、最新性、適時性、整合性、一意性、妥当性、有用性、目的適合性その他の品質を有すること。
- (5) 本サービスの特定の機能若しくは内容が維持されること。
- (6) 本サービスが第三者の権利を侵害しないこと。
- (7) 利用者が期待する結果、成果又は収益を得られること。

第 15 条（ID 及びパスワードの使用及び管理）

- 1 利用者は、本サービスを利用するために当社が発行する ID 及びパスワードを、第三者に開示、貸与又は譲渡せず、自己の責任において厳重に管理するものとします。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにパスワードを変更するものとします。
 - (1) 当社から仮パスワードが発行されたとき。
 - (2) 当社から変更を求められたとき。
 - (3) 第三者に知られたおそれがあるとき。
- 3 利用者は、ID 又はパスワードの失念、流出、第三者による不正使用その他セキュリティ上の問題が生じた場合又はそのおそれがある場合には、直ちに当社に届け出るとともに、

当社の指示に従うものとします。

- 4 当社は、利用者に発行した ID 及びパスワードによる本サービスの利用を、当該利用者による利用とみなし、その結果生じた一切の効果は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該利用者に帰属するものとします。

第 16 条（本情報の複製の制限）

利用者は、本情報の複製を、次に掲げる範囲内に限りすることができるものとします。

- (1) 当社が本サービスを通じて送信可能化し、利用者の求めに応じて自動的に送信された本情報を、利用者のコンピュータ、スマートフォンその他これらに類する機器（以下「端末」といいます）に表示すること。
- (2) 本サービスに備えられたプリントアウト機能を用いること。
- (3) 本サービスに備えられたダウンロード機能を用いて、利用者の端末に保存すること。端末に保存した本情報を当該端末において表示又はプリントアウトすること。

第 17 条（禁止事項）

- 1 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 本サービスを利用する権利の譲渡、貸与、共有、再許諾その他の方法により、本サービスを第三者に利用させること。
 - (2) 他の利用者の ID 及びパスワードの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用すること。
 - (3) 本サービスの全部又は一部を改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすること
 - (4) 当社のコンピュータに対し、短時間に大量の情報を送信したり、有害なプログラムを送信したりするなど、当社による本サービスの運営を支障させる行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - (5) 消費者として本サービスを利用すること。
 - (6) 第三者から受託した業務のために利用すること（例えば、第三者から受託した与信管理業務、経営コンサルティング等）。
 - (7) 日本国外から本サービスを利用すること。
 - (8) 本サービスを法令、公序良俗又は第三者の権利を侵害する目的で利用すること。
 - (9) 利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が本サービスの利用に際して第三者の著作権等を侵害すること。
 - (10) 前各号で規定するほか、利用者が本サービスを利用することにより当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。
- 2 前項の規定に加えて、利用者は、本情報を利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 第三者に開示若しくは漏えいすること又は第三者が利用可能な状態に置くこと。
 - (2) 口頭その他の方法により間接的に第三者に開示又は漏えいすること。
 - (3) 当社から提供された事実を第三者に開示又は漏えいすること。
 - (4) 前条の規定により認められる範囲を超えて、複製、翻訳、結合、編集、加工、転載その他これらに類する行為をすること。
 - (5) 人工知能（AI）の技術の実用化又は精度向上等をするための学習用データとし

- て利用すること（学習済みモデルを生成することを含む）。
- (6) クローラー、ボットその他の自動化手段により本情報を取得すること。
 - (7) 第三者に開示等する文書、資料又はデータベース等のために利用すること（例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど）。
 - (8) コピーガード、デジタル著作権管理（DRM）その他の技術的保護手段を解除又は回避すること。

第 18 条（安全管理措置）

利用者は、本情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の本情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

第 19 条（必要な設備機器等）

- 1 利用者は、本サービスの利用に必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク環境その他当社が定める基準を満たす設備機器等を、自己の責任と負担により用意し、維持するものとします。
- 2 当社は、前項に定める基準を随時変更できるものとし、利用者は、当該変更後も基準を満たすために必要な対応を自己の責任と負担により行うものとします。
- 3 利用者は、本サービスを利用するにあたり、ウィルス対策、不正アクセス対策その他のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
- 4 利用者は、本サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストール、設定その他の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。
- 5 利用者は、本サービスを利用するための通信費、プロバイダ費用等を負担するものとします。

第 20 条（作業等の委託）

- 1 利用者は、本サービスの利用に必要な作業（本情報の複製、保管等を含みます）を第三者に委託する場合、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの利用に直接必要な作業ではないが、業務委託により委託先が結果的に本情報を利用可能な状態となる場合（例えば、本情報が保管されている利用者のコンピュータの保守・障害対応など）は、当社の承諾を得ることなく当該委託をすることができます。ただし、この場合であっても、利用者は、委託先に本サービスを利用させたり、本情報を第三者に開示させ又は第三者が利用可能な状態に置かせたりしてはなりません。

第 21 条（本サービスの一時的な中断等）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、定期的又は緊急に、本サービスの一時的な中断をすることができるものとします。
 - (1) 本サービスで用いるコンピュータ、通信機器又はソフトウェアの保守、点検、修理、更新を行う場合
 - (2) システム障害、通信回線の障害、若しくはセキュリティ上の支障又はそのおそれがある場合
 - (3) 前各号のほか、当社が本サービスの運営上やむを得ないと判断した場合
- 2 当社は、コンピュータの負荷状況、セキュリティ確保、その他当社の業務上必要と認め

る場合には、利用者による本サービスへの接続を一時的に停止すること、又は利用回数、利用時間帯、利用可能なデータ転送量その他の利用条件を制限することができるものとします。

- 3 当社は、本条に基づく中断又は制限により利用者に損害が生じても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 22 条（本サービスの変更）

- 1 当社は、利用者に事前の連絡をすることなく、いつでも本サービスの内容の変更（サービスの追加又は一部のサービスの終了を含みます。次項も同じ）をすることができるものとします。
- 2 当社は、前項に基づく変更により利用者に損害が生じても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 23 条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、当社のウェブサイトで公表又は利用者に通知することにより、予告なく本サービスの廃止（本サービスの全ての利用者に対して全ての提供を終了することをいいます。以下同じ）をすることができるものとします。
- 2 当社は、前項に基づく廃止により利用者に損害が生じても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、第 30 条第 2 項で定める利用料金の返金等は、この限りではありません。

第 24 条（本情報の消去・廃棄等）

- 1 利用者は、本情報又は本サービスを利用するための説明書等の資料（以下「本情報等」といいます）を利用する必要がなくなった場合には、当社の承諾を得ることなく、その消去又は廃棄をすることができます。ただし、当社からの貸与品は当社の指示に従って返却するものとします。
- 2 本情報等が記載された書面及び本情報等を利用したコンピュータのハードディスク等を廃棄する場合は、利用者の責任と負担により、これを細断、溶解若しくは自家焼却又はデータ消去ソフトの使用など再利用できない状態にするものとします。
- 3 利用者は、当社から本情報等の存否について照会を受けたときは、速やかに回答するものとします。
- 4 当社は、前項で定める照会において本情報等が存在しないと回答した利用者に対し、適切に消去又は廃棄した旨を記載した証明書（以下「消去廃棄証明書」という）の提出を求めることができ、利用者は、これに速やかに応じるものとします。
- 5 消去及び廃棄、照会への回答並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。

第 25 条（利用者に関する事項の変更）

- 1 利用者は、本サービスの利用期間内に申込書に記載した名称又は氏名、住所、電話番号等の情報に変更が生じた場合その他当社の求めにより通知した事項に変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに当社の定める方法で変更の通知をしなければならないものとします。
- 2 当社は、前項に基づく通知がなかったことで利用者に損害が生じても、当社に故意又は

重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 5 章 利用料金等

第 26 条（利用料金等）

- 1 利用者は、当社に対し、本サービスの利用許諾を受けることの対価（以下「利用料金」といいます）として、利用契約で定める金額を支払うものとします。なお、利用契約において特段の合意がない場合の利用料金は、料金表に記載の金額とします。
- 2 利用料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。消費税等相当額は利用者の負担とし、利用料金とともに乙に支払うものとします。

第 27 条（請求）

- 1 当社は、利用者に対し、TSR_WEB 帳票サービスにより利用料金を請求します。請求の時期は、利用契約の成立後とします。なお、TSR_WEB 帳票サービスの利用には別途の申込が必要です。
- 2 利用者は、利用契約の申込後、速やかに TSR_WEB 帳票サービスの申込をするものとします。ただし、既に申込が完了している場合は除きます。
- 3 利用者が TSR_WEB 帳票サービスの利用を開始していない場合、当社は、本サービスの提供の留保をすることができるものとします。これにより利用者に損害が生じて、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 4 前各項の規定は、当社及び利用者の間で、紙請求書により利用料金の請求をすることについて合意がある場合には適用しません。
- 5 紙請求書を発行する場合、当社は、利用者に対し、当社の定めるところにより手数料を請求することができるものとします。

第 28 条（支払方法及び支払期限）

- 1 利用料金の支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への振込とします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。
- 2 利用料金の支払期限は、TSR_WEB 帳票サービスの利用条件である TSR_WEB 帳票サービス利用規約において電子請求書が利用者に到達したとみなされる日（ただし、紙請求書を発行する場合は利用者の紙請求書の受領日）の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日まで支払うものとします。

第 29 条（利用相当損害金）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該利用者に対し、利用相当損害金（本情報を正当な権利なく利用したことに対する割増利用料金の性質を有する金銭をいい、損害賠償額の予定ではありません。以下同じ）を請求することができるものとします。
 - (1) 第 37 条第 1 項の規定により消去又は廃棄を完了させるべき期間を超えて本情報の全部又は一部を保有しているとき（利用の有無は問いません）又は利用契約の終了後に本情報を利用したとき。
 - (2) 本情報の全部又は一部を第三者に開示したとき又は第三者が利用可能な状態に置いたとき（例えば、送信可能化した場合など）。

- 2 利用相当損害金の額は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 前項第1号の利用相当損害金は、次の計算式により算出します。なお、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入します。
- ＜計算式＞
- [利用相当損害金] = [請求時における本サービスの利用料金(定価)]
× 2 × [本情報を利用する権利を喪失した日から消去及び廃棄日までの日数/365]
- (2) 前項第2号の利用相当損害金は、正当な権利なく本情報の開示を受けた者1人(第13条で定める本サービスを利用することができる者を基準としてカウントします)につき、請求時における本サービスの利用料金(定価)の2倍に相当する額とします。ただし、本情報を第三者が利用可能な状態に置いた場合において当該本情報の開示を受けた者が3人に満たない場合は、3人が開示を受けたものとして計算します。
- 3 利用相当損害金には消費税等を含みません。利用者は、当社に対し、利用相当損害金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
- 4 利用者は、当社から利用相当損害金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
- 5 第1項各号に該当する行為は利用契約に違反するものであり、前各項の規定は、当該違反行為により当社に生じた損害のうち、当社が利用相当損害金として支払を受けた額を超える部分について、利用者の責任を免除するものではありません。当社は、利用者が第1項各号のいずれかに該当したことにより損害が生じた場合において、その損害の額が利用相当損害金として支払を受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。
- 6 利用相当損害金の請求及び支払は、その原因となった行為を理由とした当社による契約解除を制限しません。また、当社による契約解除は、その原因となった行為について利用相当損害金の請求を制限しません。
- 7 当社は、実情を考慮し、当社の裁量により、利用相当損害金の全部又は一部について、減免又は支払の猶予をすることがあります。

第30条(利用料金の返金等)

- 1 当社は、理由の如何にかかわらず、利用者に対し、利用料金の全部又は一部の返金又は支払の免除をしません(利用契約の成立後、本サービスの提供開始前に利用者が解約する場合を含み、これに限りません)。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの利用期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、利用契約で定める本サービスの利用料金を730で除して得た額を1日あたりの利用料金として、本サービスの利用期間のうち利用者が本サービスを利用することができなかった日数に相当する利用料金につき、既に受領している利用料金を返金し、又は未受領の利用料金の支払を求めないものとします。なお、本サービスの利用期間が730日に満たない場合でも計算方法は調整せず、また、うるう年の場合は2月29日を日数計算に含めません。
- (1) 第23条の規定により当社が本サービスを廃止したとき。
- (2) 第35条の規定により当社が利用契約を解約したとき(利用者による解約は含みません)。

- (3) 当社の責に帰すべき事由により利用者が民法その他法令に基づく解除権を行使したとき。
- (4) 第 36 条で規定する不可抗力により当社が利用契約を解除したとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用相当損害金は、理由の如何にかかわらず返金又は減免の対象にはなりません。

第 6 章 事件・事故への対応等

第 31 条（本サービスの利用停止等）

- 1 当社は、利用者による本サービスの利用が利用契約に違反している場合又はそのおそれがある場合には、理由を示した上で、次に掲げる措置を講じることができるものとします。
 - (1) 利用者に対する本サービスの提供の全部又は一部の停止
 - (2) 利用者が既に本サービスからダウンロード又はプリントアウトした本情報の利用停止の要請
- 2 利用者は、前項第 2 号に基づき当社から利用停止を求められた場合、当社の指示に従い速やかに対応しなければなりません。
- 3 当社は、前 2 項に基づく措置又は要請により利用者に損害が生じても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、当社に故意又は重大な過失がある場合における責任は、利用を停止した日数に相当する本サービスの利用期間の延伸をもって、利用者に対する全ての責任に代えるものとします。

第 32 条（利用状況の確認）

当社は、利用者による本サービスの利用が利用契約に違反している場合又はそのおそれがある場合には、相当な事前の通知をすることにより、利用者の営業時間内に、利用者が本サービスを利用している場所に立ち入り、利用者の責任者の立会いの下で本サービスの利用状況を確認することができるものとし、利用者は、これに協力するものとします。

第 33 条（法令に基づく開示命令等）

- 1 利用者は、本サービスに関して、裁判所、警察、監督官庁その他の公的機関から、法令の定めに基づく強制力を有する開示命令又は開示要求を受けた場合には、その旨を直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従うものとします。
- 2 利用者は、当社の指示が合理的に判断して適法である限り、これに異議を述べないものとします。

第 34 条（権利侵害等への対応）

- 1 利用者は、本サービスの利用が利用契約に違反していることを知ったとき、又は当社若しくは第三者の権利を侵害していると合理的に認められる事実を知ったとき（それらのおそれがあるときを含みます）は、速やかに当社に通知し、当社の求めに応じて必要な協力をするものとします。
- 2 利用者は、第三者から本サービスに関して権利侵害その他の主張があった場合であって、当社がその対応を行うときは、必要な情報提供その他の協力をするものとします。

第 7 章 解約・契約解除等

第 35 条（自己都合解約）

当社又は利用者は、相手方に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとします。なお、第 12 条第 2 項で規定する本サービスの利用終了と利用契約の解約は異なります。利用契約を解約された場合は、本サービスのみならず解約時にダウンロード又はプリントアウト済みの本情報も利用することができなくなります。

第 36 条（利用契約の解除）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止（1 回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 破産手続開始の決定を受けたとき又は特別清算の申立てをしたとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 支払猶予の申出（利用契約に基づく支払に限りません）、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (5) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
 - (6) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
 - (7) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
 - (8) 申込書又はこれに代わる電磁的記録等の記載又は記録事項に虚偽の記載又は記録がされていたとき。
 - (9) 当社からの連絡に対して 30 日以内に応答がないとき。
 - (10) 利用契約に違反（当該違反の程度が軽微である場合を含みます）したとき又はそのおそれがあるときで相当な期間を設けて改善を求めても是正されないとき若しくは是正される見込みがないとき。
 - (11) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害を及ぼしたとき。
 - (12) その他前各号に類するような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除したことで利用者に損害が生じても、利用者に対し、その損害賠償責任を負いません。
- 3 前 2 項の規定は、当社から利用者に対する当該契約解除に起因した損害賠償請求を制限するものではありません。

第 37 条（利用契約終了時の措置）

- 1 利用者は、利用契約が終了した場合（解約、解除その他理由を問わない）には、直ちに本サービスの利用を中止し、本サービスを利用できる最後の日の翌日から 10 日以内に、当社が提供した本情報等を再利用できない方法で消去又は廃棄するものとします。ただし、当社からの貸与品は当社の指示に従って返却するものとします。
- 2 前項の措置を行った場合、当社が求めたときは、利用者は、遅滞なく消去廃棄証明書を当社に提出するものとします。

- 3 消去、廃棄、返却及び消去廃棄証明書発行に要する費用は、利用者の負担とします。
- 4 当社は、利用者が本条に基づき消去又は廃棄を行ったことにより利用者の所有物や電磁的記録が失われても、一切の責任を負いません。
- 5 利用者は、本条に定める措置を履行することが不可能になる本サービスの利用をしてはなりません。

第 8 章 損害賠償請求等

第 38 条（損害賠償）

当社は、利用者が利用契約に違反したことにより損害を被った場合には、利用者に対し、その損害賠償請求をすることができるものとします。

第 39 条（本情報の紛失等に伴う補償金）

- 1 当社は、利用者が本情報の全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭った場合には、損害の有無又はその額にかかわらず、請求時における本サービスの利用料金（定価）に相当する額を、補償金として利用者に請求することができるものとします。
- 2 利用者は、当社から前項に基づく請求を受けた場合、当社の指示に従い、これを支払わなければなりません。
- 3 補償金は、当社が利用者に対して行う損害賠償請求に代わるものではなく、当社は、補償金額を超える損害が生じた場合には、その超過額について損害賠償請求をすることができます。
- 4 当社は、実情を考慮し、当社の裁量により、補償金の全部又は一部について、減免又は支払の猶予をすることがあります。

第 40 条（遅延損害金）

当社は、利用契約に基づく利用者の当社に対する金銭の支払が支払期日を過ぎた場合、利用者に対し、遅延 1 日あたり 0.04%（年換算 14.6%）の割合で計算した遅延損害金を請求することができます。

第 41 条（免責）

- 1 当社は、本サービスの利用により利用者又は第三者に損害が生じた場合でも、利用者に対し、損害賠償責任、契約不適合責任その他一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因するときは除きます。
- 2 当社は、前項ただし書の規定による責任を、利用者が当社に対し、本サービスの利用期間終了後 1 年以内に損害等が発生したことを通知した場合に限り負うものとします。また、当社が負担する損害賠償額の上限は、債務不履行、不法行為その他請求原因及び請求個数にかかわらず、当該損害等に関わる利用契約の利用料金に相当する額とします。

第 9 章 一般条項

第 42 条（不可抗力）

- 1 当社は、天災地変、火災、爆発、停電、通信障害、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、感染症のまん延、公権力による処分・命令、

法令の制定・改廃その他当社及び利用者のいずれの責にも帰することができない事由(以下「不可抗力」といいます)が生じた場合には、本サービスの利用開始日の延期・中断・利用条件の変更、契約解除その他必要な措置を講じることができます。

- 2 利用者が保存している本情報が不可抗力によって滅失した場合、その危険負担は利用者が負うものとします。

第 43 条（期限の利益の喪失）

利用者は、第 36 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合には、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第 44 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社又は利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 2 当社又は利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 3 当社又は利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、相手方に対して確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に類する行為
- 4 当社又は利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることが、相手方に対して確約するものとします。

第 45 条（分離可能性）

- 1 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引続き有効かつ執行力を有します。当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本約款に拘束されることに同意します。
- 2 本約款のいずれかの条項又はその一部が、特定の利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 46 条（権利義務の譲渡等）

- 1 利用者は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分してはならないものとします。
- 2 当社は、利用契約に関わる事業を譲渡する場合には、利用者に通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

第 47 条（余後効）

本約款の各条項で個別に当該条項が利用契約の終了後も有効に存続すると規定している場合のほか、その他の各条項の性質上、利用契約の終了後においても当然に効力を有すると解すべきもの（例えば、第 29 条（利用相当損害金）、第 38 条（損害賠償）、第 41 条（免責）などをいい、これらに限りません）は、利用契約の終了後においても引続き有効に存続するものとします。

第 48 条（準拠法）

利用契約は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第 49 条（合意管轄）

- 1 利用契約に関して紛争が生じた場合は、利用者が利用契約の申込書を提出した当社の事業所を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所（裁判所による調停手続の管轄を含みます）とします。ただし、当該事業所が山梨県、長野県又は静岡県に所在する場合は名古屋地方裁判所とし、富山県、石川県又は福井県に所在する場合は大阪地方裁判所とします。
- 2 当社が原告となる場合は、前項の規定による合意管轄裁判所に加えて東京地方裁判所も合意管轄裁判所とし、当社が選択することができるものとします。

以上